

令和6年2月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

令和6年2月14日 開会
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

令和6年2月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

令和6年2月14日（水）午後1時開議

○議事日程

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期決定について
- 日程第4 承認第1号から議案第9号までの上程
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について）
- 日程第7 議案第1号 令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第2号 令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第3号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第4号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第5号 和歌山県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第7号 和歌山県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
- 日程第14 議案第8号 令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第15 議案第9号 令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（29名）

1番	芝本和己君	2番	奥山昭博君
3番	宮本憲治君	4番	堀内和久君
5番	一ノ瀬敦子君	6番	松本隆史君
7番	福榮浩義君	8番	大石元則君
9番	堂脇光弘君	10番	玉田隆紀君
11番	伊都堅仁君	12番	浦中隆男君
13番	山下晴夫君	14番	新谷英一郎君
15番	赤井洋子君	16番	中井准君
17番	谷畑進君	18番	龍神初美君
19番	辻村昌宏君	20番	玉置一郎君
21番	堀口晴生君	22番	原田覺君
23番	堀辰雄君	25番	大石哲雄君
27番	藤社和美君	28番	久原拓美君
29番	佃奈津代君	30番	阪上博行君
31番	吉村聡一郎君		

○欠席議員（2名）

24番	正木秀男君	26番	岡本克敏君
-----	-------	-----	-------

○説明のため出席した者

広域連合長	尾花 正啓 君	副広域連合長	真砂 充敏 君
副広域連合長	中山 正隆 君	副広域連合長	岡本 章 君
事務局長	山路 都子 君	事務局次長 兼 業務課長	池本 収児 君
総務課長	中田 智也 君	総務課班長	坂東 由佳子 君
総務課班長	森下 和哉 君	業務課班長	稲田 かおり 君
業務課班長	江里 雅夫 君		

○職務のため出席した者

書記長	高松 浩二	書記	楠 千弥
-----	-------	----	------

午後1時00分 開議

○議長 ただいまから、令和6年2月14日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程に先立ち、ご報告します。紀の川市の船木孝明議員から、当議会議員を辞職したい旨の、願い出がありましたので、地方自治法第292条において準用する同法第126条の規定に基づき、これを許可いたしました。

また、有田市の中西登志明議員、広川町の白岩昌和議員、北山村の前岡武津雄議員は、選挙母体であります、各市町村におきまして、任期満了により離職されております。ここに、改めまして、辞職及び離職されました議員皆様方のご尽力に対し感謝を申し上げ、ご報告とさせていただきます。

次に、新たに当議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。このほど、新しく当議会議員に、有田市の一ノ瀬敦子君、紀の川市の堂脇光弘君、広川町の中井准君、北山村の阪上博行君が選出されました。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。

次に、広域連合長から招集の挨拶のため、発言を求められていますので、これを許可します。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、尾花正啓君。

[尾花正啓君 登壇]

○連合長 皆さま、こんにちは。広域連合長を務めております、和歌山市長の尾花でございます。開会に当たりまして、議長にお許しいただき、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにおかれましては、ご多用の中、当広域連合議会定例会にご出席賜り、誠にありがとうございます。また、平素から当広域連合の運営に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度も令和6年度で17年目を迎えます。この間、本県の後期高齢者医療被保険者数は年々増加し、現役世代の相対的な減少に伴い、令和4年の10月から一定以上の所得のある被保険者の方に対する医療費の窓口での2割負担が導入されるなど、高齢者の負担は徐々に増加しております。少子高齢化に伴い、地方の社会保障制度全体が厳しくなる中、後期高齢者医療制度も大きな変革期を迎えており、今後の国の動向を注視するとともに、県や国への支援を要請してまいります。こうした中、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施については、令和6年度から全30市町村が実施を予定しております。高齢者の心身の特性に応じたきめ細やかな保健事業を市町村が行なえるよう、より一層支援してまいります。今後とも市町村と連携して保健事業を推進するとともに、医療費の適正化を図るなど、被保険者の皆さまが安心して適切な医療を享受し、健康で自立した生活が送れるよう努めてまいりますので、議員の皆さまにおかれましては、引き続き特段のご支援とご協力を賜りますよう

お願い申し上げます。

最後に、本議会定例会におきましては、令和5年度一般会計及び特別会計補正予算のほか、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をはじめ5件の条例案、令和6年度一般会計及び特別会計予算の諸議案を上程しております。議員の皆さまにおかれましては、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

○議長 日程第1、議席の指定を行います。今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により議長において、17番、谷畑進君及び27番、藤社和美君を指名します。

次に、日程第3、会期決定について、議題とします。

お諮りします。本定例会の会期を、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。令和6年1月31日付け和広第518号をもって、和歌山県後期高齢者医療広域連合長から、本日招集の当議会定例会に提出する議案が送付されております。

次に、令和5年9月22日付け和広監第9号をもって財務監査の結果に関する報告、令和5年8月24日付け和広監第7号、同年9月13日付け和広監第8号、同年10月26日付け和広監第10号、同年11月24日付け和広監第11号、同年12月26日付け和広監第12号、令和6年1月16日付け和広監第13号をもって、例月出納検査の結果に関する報告が、それぞれ、監査委員からまいっており、写しはお手元に配付いたしております。

次に、令和6年1月12日付けで、和歌山県社会保障推進協議会から、保険料引き下げを求める陳情書が提出されました。内容につきましては、配布しております資料のとおりでございます。以上でございます。

○議長 次に、日程第4、承認第1号から議案第9号までの10件を一括議題とし、当局から、提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、尾花正啓君。

〔尾花正啓君 登壇〕

○連合長 それでは、承認第1号から議案第9号までについて、その概要を一括してご説明申し上げます。

承認第1号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更については、地方自治法に基づき和歌山県市町村総合事

務組合から求められた協議についての専決処分の承認でございます。

次に、議案第1号、第2号につきましては、令和5年度補正予算関係でございます。一般会計におきましては1億6,306万円を減額補正し、特別会計におきましては22億8,410万2千円を増額補正するものでございます。また、一般会計では、債務負担行為を設定してございます。特別会計では、繰越明許費を計上し、債務負担行為を設定してございます。続きまして、条例関係です。

議案第3号、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、令和6年度・7年度の保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第4号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、期末勤勉手当及び給料表の改正を行うものです。

議案第5号、和歌山県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例については、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

議案第6号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例については、広域連合事務局職員1名を増員するため、所要の改正を行うものです。

議案第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期付職員を採用するため、条例を制定するものです。

議案第8号及び議案第9号は、令和6年度当初予算関係です。令和6年度の予算総額は、一般会計で3億6,866万9千円、特別会計で1,630億5,426万3千円です。また、一般会計、特別会計において、債務負担行為を設定してございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、事務局長から説明させますので、議員の皆さまにおかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長 次に、当局から補足説明のための発言の申し出がありますので、これを許可します。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、山路都子君。

[山路都子君 登壇]

○事務局長 事務局長の山路でございます。それでは補足説明をさせていただきます。

始めに、議案書の1ページをお開き願います。承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について、令和5年10月19日に専決処分したもので、これを議会に報告し、承認をお願いするものです。本件は、上大中清掃施設組合が令和6年3月31日をもって解散するのに伴い、和歌山県市町村総合事務組合を脱退すること及び同

組合の規約の変更について、協議を求められたことについて専決処分をしたものです。変更の内容につきましては、和歌山県市町村総合事務組合規約の別表第1及び別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項並びに同表第3条第1項第2号に掲げる事務の項中、上大中清掃施設組合を削るものです。改正後の規約の施行日は令和6年4月1日です。

続きまして議案書の7ページをお開き願います。議案第1号、令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号について、ご説明します。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億6,306万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億521万3千円とするものです。予算の内容につきましては、8ページの第1表、歳入歳出予算補正に款項ごとに計上していますが、9ページからの歳入歳出予算事項別明細書により、目ごとにご説明いたします。

10ページをお開き願います。歳入です。1款分担金及び負担金1項負担金1目市町村分賦金90万1千円の減額は、今回の歳出補正額の財源調整によるものです。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目調整交付金70万1千円の増額は、会計年度任用職員として任用する保健師に係る人件費分に対する交付金の追加によるものです。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億6,286万円の減額は、令和5年度実施予定であったシステム機器更改が1年延期となり、令和6年度に実施となったことによるものです。

11ページをお開き願います。歳出です。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,126万円の減額は、令和5年度会計における支出額確定及び決算見込みによるものです。

12ページをお願いします。4款諸支出金、1項1目特別会計繰出金1億5,180万円の減額は、システム機器更改の延期に伴い、その財源となる繰り出しが不要となったことによるものです。

13ページをお開き願います。13ページ・14ページの給与費明細書は、人件費の補正の明細です。

15ページをお開き願います。第2表債務負担行為の設定は、情報系システム移行業務委託において、令和5年度中に公募型のプロポーザル方式による契約候補者選定を行う必要があることから、期間を令和6年度、限度額を1,100万円とする債務負担を設定するものです。

17ページをお開き願います。議案第2号、令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第2号について、ご説明します。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22億8,410万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,592億4,160万3千円とするものです。予算の内容につきましては、18、19ページの第1表、歳入歳出予算補正に款項ごとに計上していますが、20ページからの歳入歳出予算事項別明細書により、目ごとにご説明いたします。

21ページをお開き願います。歳入です。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町村分賦金4億1,116万4千円の減額は、今回の歳出補正額の財源調整によるものです。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費負担金5億1,363万9千円の増額と、

2目高額医養費負担金4,740万円の増額は、医療給付費決算見込みに伴い、増額するものです。2項国庫補助金、1目健康診査事業費補助金91万2千円の増額は、健康診査受診者数の見込み増によるものです。3目調整交付金2億6,668万7千円の増額は、医療給付費決算見込みに伴い増額するものです。6目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金274万5千円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するリーフレット作成等に係るかかり増し分経費が、交付対象となったことによるものです。

22ページをお願いします。3款県支出金、1項県負担金、1目療養給付費負担金1億7,121万3千円の増額と、2目高額医療費負担金4,740万円の増額は、医療給付費決算見込みに伴い、増額するものです。

4款1項支払基金交付金、1目後期高齢者交付金10億718万6千円の増額は、医療給付費決算見込みに伴い増額するものです。

7款1項繰入金、1目一般会計繰入金1億5,180万円の減額は、システム機器更改の延期に伴い、その財源となる繰り入れが不要となったことによるものです。2目基金繰入金8億8,980万8千円の増額は、歳出予算計上額のうち、保険料分に係る財源調整として後期高齢者医療給付費準備基金からの繰り入れを増額するものです。

9款諸収入、3項雑入、1目第三者納付金9,992万4千円の減額は、決算見込みにより、減額するものです。

23ページをお開き願います。歳出です。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2億5,020万1千円の減額は、令和5年度会計における支出額確定及び決算見込みによるものです。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目療養給付費22億4,648万6千円の増額と、3目審査支払手数料814万5千円の増額は、決算見込みにより増額するものです。24ページをお願いします。2項高額療養諸費1目高額療養費2億9,890万5千円の増額と、3項葬祭諸費1目葬祭費2,967万円の増額は、決算見込みにより増額するものです。4項1目その他医療費61万9千円の増額は、令和5年6月2日の台風2号などの災害による一部負担金等の減免が増加したことによるものです。

3款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金815万3千円の増額は、全ての広域連合の拠出金総額見込みの増によるものです。

25ページをお開き願います。4款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費5,268万6千円の増額は、決算見込みにより増額するものです。2目その他保健事業費1億1,216万1千円の減額は、決算見込みにより減額するものです。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金180万円の増額は、決算見込みにより増額するものです。

26ページをお願いします。第2表繰越明許費です。1款総務費、1項総務管理費システム移行関連業務69万7千円の繰越しは、標準システムのクラウド化に伴う通信回線の改修の完了が翌年度となることに伴い繰越しするものです。

27ページをお開き願います。第3表債務負担行為の設定は、令和5年度中に契約準備行

為を行う必要があることから、表中7事項につき、期間を令和6年度として限度額を設定するものです。7事項は、後期高齢者医療制度概要パンフレット印刷業務委託限度額234万1千円、被保険者証送付業務委託限度額1,866万7千円、給付関連通知書作成業務委託限度額1,757万7千円、療養費適正化事業委託限度額886万円、基幹系システム移行業務委託限度額1億5,180万円、健康診査受診券作成等業務委託限度額2,307万5千円、重複・頻回訪問業務委託限度額506万円です。補正予算第2号の説明は以上です。

続きまして、条例関係になります。28ページをお願いします。議案第3号、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明します。本条例につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定に基づき、令和6年度及び令和7年度の保険料率を定めるとともに、令和5年5月19日に公布された、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことに伴う、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正による、賦課限度額及び低所得者に係る均等割軽減の判定基準額など、所要の改正を行うものです。内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。31ページをお開き願います。令和6年度及び令和7年度に係る保険料率の改定でございますが、第8条は、所得割率を100分の9.33から100分の11.04に、第9条は、均等割額を5万317円から5万4,428円に改めるものです。次に、第12条は、賦課限度額を66万円から80万円に改めるものです。第14条第1号アは、保険料の賦課総額に出産育児支援金と流行初期医療確保拠出金等を加える改正です。32ページをお願いします。第3号は、出産育児支援金など制度改正による増加額を、所得割額で賄うため、所得割総額と被保険者均等割総額の標準賦課割合を52対48とする改正です。第16条第1項第2号は、均等割5割軽減の判定に用いる額を、29万円から29万5千円に改正するものです。第3号は、均等割2割軽減の判定に用いる額の改正で、改正箇所は、33ページをお開き願います。ここで、均等割2割軽減の判定に用いる額を、53万5千円から54万5千円に改正するものです。附則は、令和6年度の特例措置の規定でありまして、附則第8条は、昭和24年3月31日以前に生まれた者及び令和7年3月31日以前に障害認定により資格を取得した者の賦課限度額は、73万円とするものです。34ページをお願いします。附則第9条は、基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に適用する所得割率は、従前の例によること、その場合の賦課限度額は67万円、後期高齢者負担率は12.24%とし、所得割率は10.13%とするものです。改正後の条例の施行日は、令和6年4月1日です。

続きまして、35ページをお開き願います。議案第4号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明します。本条例につきましては、令和5年8月7日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、関係規定の整備を行うものです。この条例改正は、2条で構成されています。内容につきましては、新旧対照表にてご説明します。41ページをお開き願います。第1条関係は、第21条第2項及び第5項に規定する期末手当の支給率を、令和5年12月期について、職員は100分の125に、再任用職員は100分の70にそれぞれ改正し、第24条第2項第1号及び第2号に規

定する勤勉手当の支給率を、令和5年12月期について、職員は100分の105に、再任用職員は100分の50にそれぞれ改正するものです。42ページをお願いします。別表の行政職給料表は、国家公務員の給料表に準じた改正を行うものです。48ページをお開き願います。第2条関係は、第1条関係で改正した第21条第2項及び第5項に規定する期末手当の支給率を、6月期・12月期とも職員は100分の122.5に、再任用職員は100分の68.75にそれぞれ改正し、第24条第2項第1号及び第2号に規定する勤勉手当の支給率を、6月期・12月期とも職員は100分の102.5に、再任用職員は100分の48.75にそれぞれ改正するものです。恐れ入りますが、39ページにお戻り願います。附則において、本条例は公布日から施行し、第2条の改正については、令和6年4月1日から施行する旨規定しています。また、遡及適用について、第1条中行政職給料表の改正については、令和5年4月1日から適用し、同条中、期末勤勉手当の支給率の改正については、令和5年12月1日から適用する旨規定しています。

続きまして49ページをお開き願います。議案第5号、和歌山県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明します。本条例につきましては、令和5年の地方自治法の改正により、令和6年度より会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することが可能となることに伴い、当広域連合においても、勤勉手当に関する規定を追加するものです。内容につきましては、新旧対照表にてご説明します。52ページをお開き願います。第3条第3項は、フルタイム会計年度任用職員の手当の種類に勤勉手当を追加する改正です。第15条の2の条を追加し、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について規定しています。第16条は、パートタイム会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を追加する改正です。第26条は、次条となる第26条の2の条を追加する改正です。53ページをお開き願います。第26条の2の条を追加し、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について規定しています。第2項において、会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、職員の勤勉手当の規定を準用する旨規定しています。54ページをお願いします。和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の改正につきましては、第1条で改正する会計年度任用職員への勤勉手当の支給の規定の追加に伴い、第7条第2項に参照する条項を追加する改正です。改正後の条例の施行日は、令和6年4月1日です。

続きまして、55ページをお開き願います。議案第6号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について、ご説明します。本条例は、和歌山県国民健康保険団体連合会への業務委託により、和歌山県後期高齢者医療広域連合に常駐している職員が従事している業務を、常勤職員が行うこととするため、職員定数を1名増員するものです。内容につきましては、新旧対照表にてご説明します。57ページをお開き願います。第2条第1項第1号の広域連合長の事務部局の職員を、18人から19人とするものです。改正後の条例の施行日は、令和6年4月1日です。

続きまして、58ページをお願いします。議案第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、ご説明します。当広域連合は、県内

市町村からの派遣により職員の確保を行ってきたところですが、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき本条例を定めることにより、市町村派遣以外の職員確保手段である任期付職員制度を採用し、人事運営の柔軟化を図るものです。内容につきましては、条例案にてご説明します。59ページをお願いします。第1条は趣旨でありまして、この条例の根拠となる法律などの定めです。続いて、第2条及び第3条は、任期付職員を採用できる条件の定めです。第2条は、専門的な知識経験を有する者の、一般任期付職員について、それぞれ、各号記載の場合においては採用できる旨を定めるものです。1号は、専門的知識経験を有する職員の育成に時間がかかる場合、2号は、専門的知識経験を有効に活用できる期間が一定期間に限られている場合、3号は、専門的知識経験を有する職員を他の業務に従事させる場合、4号は、最新の専門的知識経験を必要とする期間が一定期間に限られている場合です。続いて、第3条は、業務量との関連によるもので、期間限定のプロジェクト的なものや一時的に業務が増加する場合に、任期を定めた職員を採用して対応する場合です。続いて、第4条は、任期の特例です。当該職員の任期は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律において、それぞれ、2条の場合は5年以内、3条の場合は原則3年とされており、3条の場合は、条例で定めるところにより最大5年とすることが可能となっています。60ページをお願いします。第5条は、任期の上限を超えない範囲で、当初予定していた任期の更新を行う場合には、当該職員から同意を得なければならない旨を規定しています。最後の第6条は、規則への委任規定です。改正後の条例の施行日は、令和6年4月1日です。

続きまして、62ページをお開き願います。議案第8号、令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、ご説明します。入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億6,866万9千円と定めると共に、一時借入金の最高額を2千万円と定めるものです。内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明いたします。65ページをお開き願います。1総括です。令和6年度予算額の合計は、前年度と比較して、1,100万1千円の増額となっています。増額の主な要因は、歳出において、職員の人事異動及び会計年度任用職員への勤勉手当の支給などにより人件費を増額、また、特別会計の事務費抑制財源として特別会計繰出金を増額したことによるものです。

それでは、予算内容の主なものについて目ごとにご説明いたします。66ページをお願いします。歳入です。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町村分賦金1億9,515万7千円は、派遣職員等の人件費及び一般事務経費を構成市町村に負担していただくものです。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目調整交付金485万1千円は、会計年度任用職員の保健師の経費について特別調整交付金を受け入れるものです。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億6,853万7千円は、一般会計と特別会計のシステム機器更改費用に充てる財源として財政調整基金を取り崩し、一般会計に繰り入れするものです。

続いて歳出です。68ページをお開き願います。1款1項1目議会費276万円は、広域連合議会の運営に要する諸経費です。

69ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2億815万8千円は、派遣職員等の人件費及び事務局の運営に要する諸経費です。なお、特別職及び一般職の給与費明細書につきましては、75ページから76ページまでをご参照願います。恐れ入りますが、69ページにお戻りください。一般管理費の主なものをご説明いたします。12節委託料1,604万9千円は、事務職員用の電子計算機システムの運用委託、システム移行業務委託料などの費用です。71ページをお開き願います。13節使用料及び賃借料2,443万6千円は、職員用住宅、事務所の借上げ、事務処理用パソコンの借上げ等に係る費用です。72ページをお願いします。第18節負担金補助及び交付金1億3,016万6千円は、派遣職員の給与等負担金などに係る費用です。

74ページをお開き願います。4款諸支出金、1項1目特別会計繰出金1億5,697万円は、基幹系システム機器更改費用に充てる財源として、一般会計で繰り入れした財政調整基金を特別会計へ繰り出すものです。

77ページをお開き願います。第2表債務負担行為の設定は、情報系システム借料において、令和6年度中に契約準備行為を行い、令和7年度から令和11年度のリース契約を結ぶ予定であることから、期間を令和7年度から令和11年度、限度額を4,620万円とする債務負担を設定しています。一般会計予算についての説明は以上です。

続きまして、79ページをお開き願います。議案第9号、令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,630億5,426万3千円と定めるとともに、一時借入金の借入最高額を100億円と定めるものです。また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項間の予算の流用を定めるものです。款項の区分ごとの金額につきましては、80ページから83ページの、第1表歳入歳出予算に計上しておりますが、内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて説明します。84ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書の1総括です。令和6年度予算額の合計は、前年度と比較して、74億9,194万9千円の増額となっています。増額の主な要因は、歳出において、被保険者数の増加などにより2款保険給付費が、71億7,720万7千円の増額となったことによるものです。

86ページをお開き願います。歳入です。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町村分賦金304億9,494万3千円は、一般事務経費の負担分である事務費分賦金として5億5,936万8千円、市町村が徴収する保険料である保険料等負担金として129億3,658万8千円、医療費に係る市町村の法定負担分である療養給付費負担金として128億6,351万6千円、均等割保険料の軽減に対する財源補填分である保険基盤安定制度負担金として、41億3,547万1千円を、それぞれ構成市町村に負担していただくものです。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費負担金385億9,055万円は、医療費に係る国の法定負担分です。2目高額医療費負担金9億6,888万9千円は、レセプト1件当たり80万円を超える高額な医療費について、80万円を超える額のうち保険料及び調整交付金で賄うべき部分の4分の1を国が負担するものです。87ページをお開き願います。2項国

庫補助金、1目健康診査事業費補助金9,596万8千円は、健康診査事業に対して交付を受けるものです。2目特別高額医療費共同事業費補助金1,023万4千円は、特別高額医療費共同事業への拠出金に対する補助金です。3目調整交付金150億4,780万4千円は、広域連合間における被保険者所得格差の不均衡是正を図る目的で交付を受ける普通調整交付金、保健事業を充実させるため等に交付を受ける特別調整交付金です。

3款県支出金、1項県負担金、1目療養給付費負担金128億6,351万6千円は、医療費に係る県の法定負担分です。2目高額医療費負担金9億6,888万9千円は、レセプト1件当たり80万円を超える高額な医療費について、80万円を超える額のうち、保険料及び調整交付金で賄うべき部分の4分の1を県が負担するものです。

4款1項支払基金交付金、1目後期高齢者交付金625億9,306万2千円は、現役世代からの保険給付に係る支援金です。

5款1項共同事業交付金、1目特別高額医療費共同事業交付金7,416万9千円は、著しく高額な医療費を全国の広域連合で共同負担し、広域連合の財政負担を軽減させるために交付されるものです。

88ページをお願いします。7款1項繰入金、1目一般会計繰入金1億5,697万円は、基幹系システム機器更改費用に充てる財源として、一般会計で繰り入れした財政調整基金を特別会計へ繰り入れするものです。2目基金繰入金9億7,387万5千円は、令和6年度分の保険料上昇抑制財源として、後期高齢者医療給付費準備基金から繰り入れするものです。

89ページをお開き願います。9款諸収入、3項雑入、1目第三者納付金2億567万6千円は、交通事故等を原因とする保険給付について、過失割合に応じて加害者から納付していただくものです。

続きまして、歳出です。90ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費7億4,003万1千円は、被保険者の資格管理や保険給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要する諸経費です。92ページをお開き願います。2項賦課徴収費37万1千円は、被用者保険の被扶養者であった方の情報突合等に要する諸経費です。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目療養給付費1,566億9,500万円は、医科、歯科、調剤、入院時食事療養費・生活療養費及び訪問看護に係る保険給付です。2目療養費15億8,900万円は、一般診療、補装具、柔道整復、鍼灸、あんま・マッサージ等に係る保険給付です。3目審査支払手数料3億8,685万8千円は、レセプトの審査及び医療機関への支払業務に係る手数料です。93ページをお開き願います。2項高額療養諸費、1目高額療養費17億3,200万円は、医療費の支払額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付です。2目高額介護合算療養費2億4,700万円は、1年間の医療費と介護サービス費用の自己負担額の合算額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付です。3項葬祭諸費、1目葬祭費3億5,388万円は、被保険者の死亡に伴い、定額3万円の支給を行うものです。4項1目その他医療費50万円は、災害で被災された方等の一部負担金等減免給付金です。

94ページをお願いします。3款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金1億3,673万1千円は、著しく高額な医療費に全国の広域連合が共同で取り組む事業に拠出するものです。

また、その事務費として、2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金8万円を計上しています。

4款1項支払基金拠出金、1目出産育児支援金1億1,489万1千円は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、令和6年4月から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援するものです。

95ページをお開き願います。5款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費6億686万3千円は、健康保持増進を図るために要する諸経費として医科・歯科健診や人間ドックに要する経費を計上しています。2目その他保健事業費4億1,780万4千円は、健診等以外のその他保健事業に要する費用として、重複・頻回受診者等への相談指導や保健事業と介護予防等の一体的実施に要する経費等を計上するものです。

97ページをお開き願います。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金1千万円は、過年度分保険料についての過誤納付に伴う還付金として、市町村に交付するものです。2目還付加算金10万円は、過年度分保険料の還付に伴う加算金として、市町村に交付するものです。

98ページをお願いします。第2表債務負担行為の設定は、基幹系システム借料において、令和6年度中に契約準備行為を行い、令和7年度から令和11年度のリース契約を結ぶ予定であることから、期間を令和7年度から令和11年度限度額を、4億6,478万5千円とする債務負担を設定しています。以上で、補足説明を終わります。

午後1時54分休憩

午後2時5分再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を行います。質問の通告がありますので、発言を許可します。1番、芝本和己君。

[芝本和己君 登壇]

○芝本議員 皆さま、こんにちは。和歌山市議会の芝本和己と申します。大変貴重なお時間をいただきますこと、お許しください。それではただいま、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

最初に、特定疾病に係る高額療養費の支給の誤りについてお伺いいたします。この事案は、平成28年1月から令和5年10月までの間に、1,416人に高額療養費24,880,331円を、誤って支給していたものです。今回の料率改定に伴い更なる負担増が後期高齢者の方々に見込まれる中、約2,500万円の誤った支出は看過できるものではありませんが、誤っているということに気がついた時点できちんと報告し、対応しようとする姿勢、体制は非常に良い

のではないかと考えています。では、なぜこのようなことになってしまったのか、起こったのか、について伺いたいと思いますが、先月、1月26日に行われました、令和6・7年度保険料率案説明会におきまして一定経緯の説明がありましたが、各市から派遣された職員が1年交代で作業を引き継いでいると伺いました。その原因と回収について、また、再発防止について述べていただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療制度について伺います。後期高齢者医療制度の財政安定化のために、国、県、広域連合がそれぞれ3分の1ずつ拠出金を出し合い、和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金が創設されています。この財政安定化基金には貸付と交付があり、保険料増加抑制のために必要な金額を交付できるようになっています。先日、県内4か所で行われました、令和6・7年度保険料率案説明会の前、1月18日には、令和5年度、第3回和歌山県後期高齢者医療広域連合幹事会が和歌山市内で行われており、その幹事会でも、財政安定化基金の繰り入れができないのか、と出席した幹事から質問がなされています。財政安定化基金の設置目的はどのようなもののでしょうか、お聞かせください。また、今回、出産育児支援金が新たな支出項目に入ってくる中、広域連合事務局も県に対して、財政安定化基金の交付を要望したことをお聞きしました。その時期、内容、そして県の回答をお聞かせください。併せてどのような審査過程を経たのか、その支出基準はどのようになっていますか、お聞かせください。

最後に、財政安定化基金は平成27年度に約23億円の積立額に達して以降、拠出をやめている。つまり積立てをしておりませんが、3分の1は国からであり、この制度をうまく活用し、県及び広域連合の負担軽減に繋げるべきだと考えますが、積立てをやめた理由、つまり23億で十分だと、その根拠をお聞かせください。

次に、和歌山県後期高齢者医療広域連合の規定について伺います。先日の、保険料率案の説明会の場で、高額療養費の支給の誤り等、事件があった場合の職員の処分について質問がありました。その際の説明では、各市町村で処分の判断、対応となります、とのことです。広域連合の職員派遣協定書を見ますと、分限及び懲戒について、第5条に確かにそのように書かれている、示されているのですが、何らかの懲戒となりますと、同じ基準と判断が求められます。しかし、今のままでは同じ物差しで図ることになるのか、平等な処分が示されるのか、疑問が残ります。その辺りをどうコントロールするのか、できるのかを、お聞かせいただきたいと思います。

以上、何点かお聞きし、私の第一問とさせていただきます。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、山路都子君。

[山路都子君 登壇]

○事務局長 1番、芝本議員の一般質問にお答えいたします。3点いただいております。

先ず1点目、特定疾病に係る高額療養費の支給誤りについて、原因と回収について、再発防止についてどうか、というご質問でございます。この度の特定疾病に係る高額療養費

の支給誤りにつきましては、誤支給の対象となりました被保険者の方、また、ご家族様に対しまして、大変なご迷惑をお掛けいたしましたこと、心よりお詫びを申し上げます。また議員の皆様、関係者の皆様には、ご心配、ご迷惑をお掛けしましたことを改めて心からお詫びを申し上げます。まず、原因につきましては、平成27年度当時の担当者が、根拠法令に規定されている算定基準である、同一の月にそれぞれ一つの医療機関ごとに1万円、とするところを、同一の月に複数の医療機関を合算して1万円、と誤認したことによるものでございます。その後、平成28年1月支給から令和5年10月支給までの7年10か月の間、延べ8人の職員が担当しておりまして、ほぼ毎年度、担当者が交代してきました。その際、口頭や簡易的な資料を基に引き継ぎが行われまして、後任者は引き継がれたとおり事務を行えば問題ないものと信じ込み、根拠法令の確認を怠った事に加え、担当部署も、それを把握できていなかった事が原因であると考えております。次に、回収についてですが、返還請求に係る消滅時効の考え方について、厚生労働省に照会をかけた結果、支給日の翌日から起算して5年間との回答があったことから、平成31年1月に支給した返還対象者15名のうち存命者5名に対しまして、5年間分の総額11万100円の返還請求を先月行いました。なお、既に死亡されている10名につきましては、請求手続等を顧問弁護士に相談しているところでありまして、できるだけ早期に返還請求を行ってまいります。次に、再発防止について、でございます。再発防止策といたしましては、次の3点を徹底してまいります。1点目は、各職員がそれぞれ担当業務の根拠法令の規定を再確認すること。2点目は、引き継ぎの際に正しい業務マニュアル等を作成し、漏れのないように引き継ぎを行うこと。3点目は、所属長は提出された引継報告書や業務マニュアルの内容に不備がないか点検を行うこと。以上の3点を実施することにより、再発防止に努めてまいります。

次に2点目でございます。和歌山県後期高齢者医療制度について、和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金の規定について、基金の設置目的、基金交付要望の時期、内容、県の回答、交付の審査過程、支出基準について、また、基金の積立てをやめた理由、23億で十分だとした根拠はどうか、というご質問でございます。この基金は、後期高齢者医療の確保に関する法律第116条第1項の規定に基づき、後期高齢者医療の財政安定化に資するため、和歌山県に設置しているものでございます。この基金の設置目的は、災害等による医療費増大や保険料収納不足などの不測の事態に備えるためであります。同法附則第14条、財政安定化基金の特例の規定において、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることと規定されております。広域連合といたしましては、この規定に基づきまして、出産育児支援金相当額である2億円を基金から交付していただけるよう、和歌山県国民健康保険課と昨年11月と12月の2回にわたり協議を行いました。その結果、1月5日に県からは、1点目、本来の基金設置の目的である不測の事態に備えるために残しておく必要があり余剰財源は限られていること。2点目、さらに、次回の保険料率改定では出産育児支援金の経過措置が無くなり支援金負担が倍増すること。3点目、少子化対策支援金を保険料で徴収する案も国から検討されており、次期保険料率はさらに

上昇すると見込まれること。以上3点の理由により、今回は基金を交付しないというものでございました。今回の決定に至る審査過程について県へ質問したところ、部長協議を経て決定したとの回答でした。また、交付していただける明確な基準を示していただけるよう依頼しましたが、県からは、明確な基準は無く、今後も決める方針は無い、との回答がありました。併せて、平成27年度に約23億円の積立額に達して以降、県の判断により拠出を行っていない事に対しても問い合わせをしました。しかし、厚生労働省が示す財政リスク率を基に積立てを行っているためとの回答で、明確な根拠は示されませんでした。

最後に職員の懲戒事案等に際しての取扱いについて、処分について各市町が同じ基準と判断となるよう、どうコントロールするのか、できるのかとのご質問でございます。広域連合は、和歌山県内の市町からの派遣職員で構成されており、職員の勤務条件などにつきましては、各市町との職員派遣協定において取決めを行っております。職員の処分に関しましては、協定の中で、派遣元と広域連合がその都度協議のうえ、派遣元の関係規定を適用し、派遣元が行うとする、としています。今回の事案は、13市町25人が対象者となっており、議員のご指摘のとおり、各市町に処分を全面的に任せしてしまえば、処分内容の不均衡が生じる恐れがございます。そのため、今回の事案につきましては、協定上の協議の中で、各市町には帰任した職員への当時の状況の聞き取り等を依頼し、それを広域連合で取りまとめ、全ての派遣元とその情報を共有します。全体的な状況を伝えることにより、できる限り処分内容が不均衡とならないよう、他広域の状況も見ながら各市町と協議を行ってまいります。以上でございます。

○議長 再質問はありませんか。

○芝本議員 1番。

○議長 1番、芝本和己君。

○芝本議員 それでは再質問をさせていただきます。特定疾病に係る高額療養費の支給の誤りについて、原因と回収、再発防止について伺いました。先月1月から時効となる返還対象者で回収できたのは15名のうち1名、約1万5千円と聞いております。後期高齢者医療広域連合のような各地域から3年任期で任務につき、かつ1年ごとに仕事を回していく場合、本当に1つの勘違い、1人の勘違いでミスに繋がります。先ほど述べられました再発防止の取組は必然としながらも、この体制下で行うに当たっては、人為的なミスが起こりにくい体制の構築が必要ではと考えます。一番取り組みやすい改善が、今回の特定疾病に係る高額療養費の支給も他と同じく、国のシステムに組み入れるのが一番だと感じます。今の手作業を出来るだけ少なくすることで入力ミスが大幅に改善されると思いますし、他の府県でも同様のニーズがあると思われしますので、国も要望を受け止めやすいはずです。是非、可能な限りのシステム化を国に要望していただきたいと思います。併せて現在の広域連合の各地域からの集合体での運営では、専門性の高い人材の確保が難しいのが現状です。今回議案第7号に、任期付職員の採用が上程されていますが、健康保険やシステムにある程度通じている専門性の高い人材の確保も併せて考えないとなりません。今回の特定疾病に係る高額療養費の支給の誤りについては、連合長のお考え、今後の取組についてお

聞かせたいと思います。

次に、後期高齢者医療制度について伺います。今回の質問で一番、懸念があるのがこの項目です。広域連合として、規定に基づき出産育児支援金相当額の2億円分だけでも基金から交付していただくよう県国民健康保険課と昨年11月と12月に協議をしたが、3点の理由により交付はしないと言われた、とのことでした。また、その審査過程は、部長協議を経て決定、交付の明確な基準は無く、今後も決める方針は無いとのことですが、財政安定化基金の3分の1は、この広域連合からの拠出金です。1つ目の問題は県の部長協議で決まる点、2つ目が明確な基準が無い点、3つ目が県内の広域を代表する我々、議会の声を反映するタイムスケジュールになっていないことです。昨年11月と12月に広域連合事務局が先に県と基金の支出を求め動いていますが、今回の出産育児支援金といった一見、後期高齢者医療制度との関係に説明を要する事案が発生した際には、広域連合で協議を行い、必要に応じ基金の支出を求める、県と共に協議をする、そういったことが本来は求められるのではないのでしょうか。事務局は11月、12月に県と協議をし、1月18日には幹事会を開き種々議論をしてきたようですが、我々、広域を代表する議員への説明は1月24日が初めてです。実際、この1月24日以降の各議員への説明会の場においても、出産育児支援金に対する意見や、財政安定化基金の支出はできないのか、といった声が挙がりました。しかし、この時点では時すでに遅く、何らかのアクションを起こす暇もありません。これでは、広域、地域の代表と言われましても申し訳なく思います。4つ目の問題は、県が平成27年度を最後に財政安定化基金の拠出、積立てを止めている点です。先ほど局長は余剰財源と言われましたが、余裕財源だと思います、余裕財源は限られていると述べられています。当然です。積立てをやめているのですから、なおさらです。その積立てをやめている根拠を聞いてもらいましたが、明確な根拠は示されなかったとのことご答弁です。私は、3分の1が国から拠出される基金を積み立て、できるだけ取り崩しの際の県や広域連合の持ち出し分を減らす努力、平時から積立てをしておくべきだと考えます。そこで、何点かお伺いいたします。1つ目が、現在の和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金は、県の条例しかありません。交付基準も要綱も無い状態で、その運用は先のお話では部長協議で決まっています。交付基準、要綱が無ければ、何を以て判断をするのか、人によって判断が変わる可能性が多分にあり、それはおかしな話です。交付基準や要綱の作成を今からでも求めるべきです。2つ目が財政安定化基金の県との協議に、議会の意見が反映されない、できないスケジュールを早急に見直していただきたいと思います。以上2点、連合長にお考えをお聞かせいただきたいと思います。連合長の考えをお聞かせください。また、財政安定化基金の拠出を事務局が求めた理由が、出産育児支援金分とお聞きしましたが、国では今後も負担増となるような制度改正が予定されているとも聞き及びます。このような国の動きが見える中、今後の広域連合の運営について、連合長の率直なお考えをお聞かせください。

最後に、和歌山県後期高齢者医療広域連合の規定については、懲戒事案への対応について伺いました。先に述べられました方法で今回は対応していただいたら良いのかなと思いますが、私が今回、この案件を取り上げましたのは、今回の案件を厳しく追及してくださ

い、と言っているのではありません。何かの際に、処分内容が不均衡にならないようにしておかねばならないとの観点からのものです。今回は先にいただきました対応で結構ですが、やはり何らかの不均衡が生じる場合や懸念がある場合は、今後、広域連合内で、何らかの物差し、懲戒規定を設けておくのも一つと考えますので、必要に応じ、またご検討ください。こちらは要望とさせていただきます。

以上、高額療養費の支給の誤りと後期高齢者医療制度について連合長に何点かお伺いし、第2問とさせていただきます。

○議長 当局より答弁願います。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、尾花正啓君。

[尾花正啓君 登壇]

○連合長 1番、芝本議員の再質問にお答えします。

先ず1点目、特定疾病にかかる高額療養費の支給誤りについて、原因と回収について、再発防止について、支給誤りに関してシステム化、専門性の高い人材の確保への連合長の考え、今後の取組はどうか、とのご質問でございます。この度、特定疾病にかかる高額療養費の長年にわたる誤支給が判明し、ご迷惑をお掛けいたしました被保険者の方々やご家族様に対し、心からお詫び申し上げます。議員ご指摘のように、人為的なミスが起こりにくい体制構築に向けて、このシステム化を国に要望してまいります。また、任期付職員制度の導入により、専門性の高い人材を確保するなど、事務局の職員体制の強化を図るとともに、先ほど事務局長が答弁いたしました再発防止策を徹底するよう指示したところでございます。

次に2点目、和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金の規定について、3点いただいております。先ず、財政安定化基金の交付基準要綱の作成を求めるべきではないか、また、議会の意見が反映されないスケジュールを見直すべきでないか、このことについて一括して答弁させていただきます。1点目の財政安定化基金の交付基準につきましては、過去から保険料算定時のみ基準の明確化を求めてきたという反省点もありますので、次期保険料、保険料率算定に向け、早期に県に対して基準の作成を求めるとともに、要綱の作成も併せて求めていきたいと考えています。2点目の財政安定化基金の県との協議に、議会の意見が反映されないという点につきましては、反映させるためのスケジュール・手法について、早急に検討してまいります。

最後に、国では今後も負担増となるような制度改正が予定されているが、今後の広域連合の運営について、連合長の率直な考えはどうかとのご質問でございます。令和6年度からの出産育児支援金導入に続き、昨年12月には、こども未来戦略が閣議決定され、その中では令和8年度にこども・子育て支援金制度を構築し、医療保険者が被保険者から保険料と合わせて支援金を徴収するとされています。しかし、後期高齢者医療の保険料は、広域連合ごとで1人当たり平均所得額や収納率等を勘案して保険料率を設定することになるため、同じ所得額であっても都道府県によって、結果的には賦課される支援金相当額が異なる

ることになり、不公平が生じることを懸念します。このようなことから、私は広域連合長として高齢者の負担を軽減できるよう、引き続き、国に働き掛けていきたいと考えております。議員の皆様におかれましても、何とぞご協力くださいますようお願い申し上げます。

○議長 再々質問はありませんか。

○芝本議員 1番。

○議長 1番、芝本和己君。

○芝本議員 それでは、再々質問をさせていただきます。特定疾病に係る高額療養費の支給誤りについては、今後も引き続き、回収への対応と事故が起こりにくい体制整備に向けて、ハード、ソフトの両面に対応していただきたいと思います。さて、後期高齢者医療制度については2点、連合長にお伺いしました。私は後期高齢者医療広域連合の議員を仰せつかってから、あんまり年寄りいじめ、せんといてよ、とよく言われます。我々は多くの方々の声、思いを代表してここに来ていますので、その声に対して、できるだけのことをしなければなりません。先ほど連合長に、今後も負担増となるような改正が予定されている件について伺いました。今後、制度が改正されたことにより、都道府県によって結果的に不公平が生じる懸念があります。そのような中、あまりに後期高齢者医療制度から逸脱したかのような制度改正は理解を得られません。今後とも、国に対しては現場の懸念を強く届けていただきたいと思います。

さて、議会の声を届けられるタイムスケジュールについては、早急にご検討ください。地域を背負って来ている我々にとっては何よりも大切なことです。どうぞよろしく申し上げます。積立金の根拠は要綱ができましたら示されると思いますが、私は普段から上手く国の制度を活用し、結果として被保険者の負担軽減に繋げるべきだと考えています。そこで最後に財政安定化基金について連合長にお伺いいたします。財政安定化基金は、冒頭から申し上げますように、国、県、広域連合がそれぞれ3分の1ずつ出し合っています。その基金使用に関しては、県と広域連合が同じ立場から同じテーブルについて協議を行い、決定すべきと私は考えます。県条例ですので、県がその交付基準、要綱を作成するにせよ、その運用については広域連合と一緒に考えるべきです。また、基金の積立てをやめている根拠も示していただくとともに、できるだけ余裕財源確保の観点から、定期的な積立てを、国が3分の1を出してくれている今のうちにしておくべきだと考えます。他府県では令和の今も継続されています。以上の点について連合長のお考えをお聞かせいただき、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴、ありがとうございました。

○議長 それでは、当局より答弁願います。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、尾花正啓君。

○連合長 1番、芝本議員の再々質問にお答えします。和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金の規定について、財政安定化基金の交付基準、要綱、積立てについて連合長の考えはどうか、とのご質問でございます。議員ご指摘のとおり、広域連合と県は同じ拠出条件の下で基金を設けていますので、交付基準、要綱を一緒に作っていただけるよう、県と協議

してまいります。また、基金の積立てに関しましても余裕財源の確保は大変重要ですので、その根拠を示していただくとともに、新たな基金の積立てについても、併せて県と協議してまいります。これら議員ご指摘の点を含めまして、広域連合といたしましても、全体的な後期高齢者医療制度の安定的な運営に向け、引き続き、県に要望してまいります。以上でございます。

○議長 以上で、一般質問を終結します。

次に、日程第6、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についての質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、承認第1号を採決します。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第1号、令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第1号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第8、議案第2号、令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第2号の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第2号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9、議案第3号、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第3号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第4号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第4号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11、議案第5号、和歌山県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第5号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12、議案第6号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例についての質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第6号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第13、議案第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例についての質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第7号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第14、議案第8号、令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第8号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第15、議案第9号、令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第9号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了しました。本定例会に提出されました諸議案について、今日お集りの議員各位の終始真剣なご審議により、全て議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位に衷心より敬意を表すとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。寒さ厳しい中、また、コロナやインフルエンザが絶えない中、議員並びに当局の皆さまにおかれましては、御身ご自愛いただきますとともに、今後とも広域連合の発展とともに、人生の最後まで安心・安全が担保されるようご精進くださいんことを節にお願い申し上げて、簡単措辞ではございますが、御礼の挨拶いたします。

それでは、最後に広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、尾花正啓君。

〔尾花正啓君 登壇〕

○連合長 閉会にあたりお許しをいただき、ご挨拶申し上げます。議員の皆様におかれましては、熱心かつ慎重なご審議の上、提出諸議案について、いずれもご賛同いただき、厚く御礼申し上げます。今後とも後期高齢者医療制度の保険者として、構成市町村と一層の連携を深め、保険者機能の充実と安定した医療の給付に努めていく所存でありますので、なお一層ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。結びに議員の皆さまには、まだまだ寒さ厳しい折、健康に十分ご留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶いたします。ありがとうございました。

○議長 これにて令和6年2月14日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後2時49分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 大 石 元 則

署 名 議 員 谷 畑 進

署 名 議 員 藤 社 和 美